

令和 8 年度事業計画

自令和 8 年 4 月～至令和 9 年 3 月

第1 基本認識

1 わが国の経済社会の動向

わが国経済について見ると、「景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。」「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」(令和 8 年 2 月 25 日 内閣府月例経済報告)とされている。

住宅需要については、諸物価の上昇、建築基準法改正等の影響により、令和 7 年の新設住宅着工は、総数で 741 千戸、前年比 93.5%と減少し、持ち家は 201 千戸、前年比 92.3%と減少した。木造住宅は 434 千戸、前年比 96.0%、木造率は 58.6%、前年比 102.6%を維持したが、木材市況は厳しい状況が続いている。

2 森林・林業・木材産業を巡る状況

- (1) 国連の SDGs(持続可能な開発目標)の実現、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする 2050 ネット・ゼロ等の実現等に向けて、森林・林業・木材産業の役割や国産材の利用が従来に増して期待されている。
- (2) 令和 3 年 10 月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(都市(まち)の木造化促進法)」が施行された。都市等における木材利用、中高層建築等の木造・木質化に向けて消費者や建築関係者等との連携を深めるとともに、国産材の安定供給に取り組むことが重要となっている。
- (3) 令和 6 年度からの森林環境税が実施されたことを踏まえ、木材関係者は脱炭素社会の実現に向けた林業や木材利用の意義、木造建築の良さを積極的に発信するとともに、森林環境譲与税を活用した木材利用の促進に取り組むことが重要である。
- (4) 令和 7 年 4 月に改正建築物省エネ法・改正建築基準法が施行され、新築住宅・非住宅への省エネ基準適合の義務付け、建築確認審査の対象となる建築物の見直しが行われたことを踏まえ、性能・品質の確かな国産材の供給を拡大すること、建築主や設計者が求める木材情報を提供することが必要となっている。
- (5) 令和 7 年 4 月に改正クリーンウッド法が施行され、原材料情報の確認、合法性の確認、情報伝達等が求められており、合法確認木材の供給体制の整備、信頼性の維持・向上に取り組むことが一層重要となっている。また、木質バイオマス発電施設等への木質バイオマスの供給については、ライフサイクルGHG関連情報の収集・伝達を行うことが必要となっている。
- (6) 令和 7 年 4 月から改正物流効率化法が施行されたことを踏まえ、荷待ち時間の短縮、荷

役時間の短縮等に取り組むことが求められている。

- (7) 令和 7 年 11 月に林野庁が林業・木材産業における適正取引推進ガイドラインを策定し、全木連・全木協連が取引適正化推進のための自主行動計画を策定したこと等を踏まえ、林業・木材産業は、木材を持続的に供給できるよう、サプライチェーンの各段階における価格転嫁に業界全体で取り組むとともに、森林資源の循環利用にかかるコストについて需要者の理解を促進することが重要となっている。
- (8) 令和 8 年 4 月に施行される改正森林経営管理法では、地域の関係者が森林の経営管理の将来を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進めるため新たな仕組みが措置された。
- (9) 近年、輸入材供給の変動が我が国の木材需給・市況に大きく影響したこと、為替相場の円安が継続していることを踏まえ、国産材の安定供給・安定需要の確保に取り組み、海外市場の影響を受けにくい木材需給構造を構築することが重要となっている。
- (10) 木材輸出については、海外の資源状況の変化や日本産木材への需要の高まり等により、増加傾向にあるが、国内の木材需給の状況を踏まえつつ、丸太だけでなく国産製材品等の輸出促進にも、積極的に取り組む必要がある。
- (11) 現在検討が進められている新たな森林・林業基本計画では、対応の方向として、森林・林業・木材産業の好循環による「森の国・木の街」の実現を打ち出しており、適切なゾーニングに基づく多様で健全な森林づくり、スマート林業技術の導入等による持続的な林業の確立、国産材サプライチェーンの強靱化、国産材の供給力強化等について具体的な対策を示した。
- (12) 政府の令和 7 年度補正予算及び令和 8 年度予算では、森林集約・循環成長対策、木材等の付加価値向上・需要拡大対策、森林・林業の担い手育成総合対策、スマート林業・DX 推進総合対策等があり、これらの中で、木材の流通に関わる、木材加工流通施設の整備、合理的な価格形成の促進、一般流通材等の高度利用による木造化技術の開発・普及、木造公共建築物の整備等の事業が実施されることとなっている。

以上の基本認識に立ち、当連盟は、木材市場の情報発信、集荷、需給のコーディネート、価格形成、付加価値向上等の機能を発揮して、次の事項に重点的に取り組むこととする。

- ア SDGs、2050 ネット・ゼロ等に寄与する木材利用の促進
- イ 木材の安定供給体制の整備及びコーディネート機能の発揮
- ウ 合法性確認木材と品質の確かな木材製品の安定供給体制の整備
- エ 行政・議会等への各種提言活動と制度改正等への対応
- オ 安全衛生対策の徹底による安全安心な市場・職場環境の整備

第2 事業計画

1 SDGs、2050 ネット・ゼロ等に寄与する木材利用の促進

- (1) 木材と建築関係者、消費者等をつなぐ人材育成のための「木材アドバイザー」養成講習会の充実及び建築士会 CPD 等との連携を含めた有効活用等への取組

- (2) 「全市連木材PR月間」及び森林環境譲与税等を活用した効果的な普及活動等
 - ・ 木づかい運動の取組など各種の木材利用促進活動への積極的な参加
 - ・ SDGs、2050 ネット・ゼロ等に寄与する森林の役割、木材セラピーも含めた木材利用等の意義の普及
 - ・ 市場施設等も活用した木工教室等を通じ、一般消費者等も対象とした普及活動の実施
 - ・ 木材の性質や種類にかかる正しい知識の普及と木材利用事例の情報提供
 - ・ 木材小売業、大工・工務店及び建築士並びに「森林を守るために共に行動する企業」等との連携による木材利用の積極的な普及活動の実施
 - ・ 森林環境譲与税を活用した建築物の木造化・内装の木質化への働きかけ
- (3) 低層の集合住宅・店舗・事務所等を対象に一般流通材を使った木造建築の普及、及び地域材を使った非住宅建築物の普及を図るため、設計士や建築部門との連携強化
- (4) 都市部での木造化・木質化に向けた、都市の木造化推進協議会等関係団体及び同議員連盟等との連携強化
- (5) 国産材の輸出促進に向け、海外市場に関する情報・知識の収集
- (6) 大震災・原発事故関連及び風評被害等に対応するため、放射能に関する正しい知識の普及、風評被害対策等への協力と地域材の利用拡大

2 木材の安定供給体制の整備及びコーディネート機能の発揮

- (1) 地域における木材の安定供給
 - ・ 公共建築物に必要な地域材の供給等多様なニーズに対応できる中小規模工場の特色を踏まえた木材の供給、及び伝統工芸加工業等へのきめ細かな販売
 - ・ 木材流通の各段階におけるコスト構造や取引実態、課題等の調査・分析
 - ・ 国産材の安定供給体制構築に向けた需給情報共有化のための取組への協力
 - ・ ICTを活用した生産流通管理への対応
 - ・ 国有林との連携及び販売制度等の活用
- (2) 大口需要・広域流通に向けた取引規模の拡大と取引の効率化
 - ・ 市場等相互間の連携、素材生産及び製材等との連携強化等による取引規模の拡大、統一規格による仕分、IT活用等による取引の効率化の推進
- (3) 木材の付加価値向上に向けた取組
 - ・ 素材生産、製材・加工及び建築・設計分野並びに行政等との連携による地域特産材の生産販売と商品開発
 - ・ 木材需給・市況の情報収集と的確な分析に基づく有利販売
 - ・ 有利販売につながる採材、仕分けの徹底
- (4) 優良木材展示会等の開催
 - ・ 新たなブランド材等も対象にした全国優良木材展示会、国産材地方展示即売会の開催
 - ・ 地域の林業・木材関係者との連携による個々の市場の特色を生かした、あるいは、地域の複数市場の連携による特別市の積極的な開催

- (5) 林業・木材産業関連7団体による共同行動宣言「時代の要請に応える国産材の安定供給体制の構築に向けて～共同行動宣言 2022～」の実施を通じた国産材の安定的かつ持続的な供給体制の実現
- (6) 災害時における木造仮設住宅への部材供給体制の整備に向けた取組

3 合法性確認木材と品質の確かな木材製品の安定供給体制の整備

- (1) 合法性確認木材等の供給体制整備と信頼性の維持・向上
 - ・ クリーンウッド法に基づく合法性確認木材の供給体制の整備及びライフサイクルGHG関連情報の収集・伝達に対応した木質バイオマスの供給体制の整備
 - ・ 合法性確認木材・木質バイオマス証明の信頼性の維持・向上のため、林野庁ガイドラインの徹底、研修の実施、現地確認等を含めたモニタリングの実施
- (2) JAS 製材品、乾燥材などの流通拡大
 - ・ 設計者や大工・工務店等に対する JAS 製材品のPR
 - ・ 生産者との連携による JAS 製材品の供給体制づくり
 - ・ 林野庁の JAS 製材品普及関連活動等への協力
- (3) 森林認証制度、木材ラベリングへの適切な対応

4 行政・議会等への各種提言活動と制度改正等への対応

- (1) 理事会等を活用した行政との意見交換、連携強化
- (2) 行政・議会等への木材利用、木材流通の推進等に資する各種提言活動
- (3) 軽油引取税の免税措置等木材産業・林業関係税制の維持・改善、住宅・土地税制の改善
- (4) 経営安定化のための政府系金融機関の融資制度の充実及び信用制度の充実
- (5) 法律や制度改正への対応

5 安全衛生対策の徹底による安全安心な市場・職場環境の整備

- (1) 労働安全衛生対策、雇用対策の推進
 - ・ 職場環境の整備と労働安全対策の徹底による車両・墜落等労働災害の未然防止
 - ・ 物流も含めた働き方改革を総合的に推進するための具体的な取組の強化
 - ・ 諸制度の活用による雇用対策の推進
- (2) 福利厚生事業の充実確保
 - ・ 全市連福祉共済制度のPR 及び一層の加入促進、増口運動の展開等と高齢化に対応する「悠々コース」の活用促進

6 調査・研究活動の実施

- (1) 木材の需給・市況・流通構造の動向等についての調査・研究
- (2) 「原木部会」及び「製品部会」開催による課題の把握と対応策等の検討、会員への情報提供、行政等への働きかけ

7 事務・業務の改善と広報活動

- (1) Web 会議を活用した会議開催の効率化、E-mail の活用等による事務局運営の効率化・簡素化、各種支出の効率化による財務改善
- (2) 全市連ホームページの「会員の掲示板」や E-mail を活用した会員への迅速な情報提供、及び連盟運営への会員の意向把握とその反映等による会員サービスの向上
- (3) 「全市連時報」、全市連ホームページ、及び関係団体との連携等を通じて、全市連や会員の活動、政策の動向、木の良さ、木材利用、木材市況等の情報を迅速に発信

8 加盟促進

木材市場・共販所・木材センターの現状把握と連盟未加入市場の加入促進働き掛けの継続